

令和3年度

保育所継続入所の書類提出について

現在市内に住民票があり、市内の保育所に入所している児童で、令和3年度も継続して入所を希望される場合は、下記書類の提出が必要です。

○提出書類について

- ①令和3年度教育・保育給付認定現況届（児童一人につき1枚）
- ②就労証明書、診断書、在学証明書など保育を必要とすることを証明する書類
※必要書類は父・母2人分の書類を添付してください。
※兄弟姉妹がいる場合は一方に原本をつけていただければ、もう一方はコピーでも構いません。

○書類の提出期日について

提出期日 **令和2年11月10日（火）**

提出場所 在籍中の保育園

○書類不備について

保護者が保育を必要とすると認められる場合、保育園に継続して通うことができますが、書類不備の場合、認定基準の内容が確認できませんので、お子さんの保育所の入所が解除（退園）となります。

就労証明書等の各種証明書類は、保育園の認定基準を満たしていることを証明するための書類ですので、就労先等で漏れなく記入してください。

○継続審査に関する調整点数の減点項目について

継続審査をする上で、保育所施設等利用者負担金（保育料）を滞納している世帯について、完納している世帯との公平性を保つ必要から、下記のとおり選考に関する調整点数に減点項目があります。

保育料を滞納している世帯の保護者は御注意ください。

調整点数表

世帯の状況		調整点数
保育料	選考会議時において保育料の滞納がある場合（誓約履行滞納者を含む。）	3か月分以上 -10

問い合わせ先

青梅市子ども家庭部子育て推進課 保育・幼稚園係、施設給付係

電話番号 0428-22-1111（内線 2145・2146・2147）